

## 1. 公的年金等の所得の計算方法

所得金額がマイナスの場合は0円となります。

生年月日	公的年金等収入金額 (A)	公的年金等所得金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額の範囲		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
昭和35年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)	1円～1,299,999円	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
昭和35年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)	1円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

## 2. 給与所得の計算方法

収入金額 (A)	所 得 金 額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4 = B (千円未満切り捨て) B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円

### ※ 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える場合	
(給与だけ計算の時点) 【上限15万円】	
A. 本人が特別障害者に該当する	
イ. 年齢23歳未満の扶養親族がいる	
ウ. 特別障害者である同一扶養親族がいる	
(給与等の収入額 - 850万円) × 10%	
※ 給与収入1,000万円を超える場合は1,000万円	
(2) 給与所得及び公的年金等に対する雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合	
(確定申告の時点) 【上限10万円】	
給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等に係る雑所得の金額 - 10万円	
(給与所得・年金所得それぞれ上限10万円)	

まず(1)を控除した後、(2)を控除する場合もあります。

## 3. 配偶者控除・配偶者特別控除

区分	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	一般	33万円	22万円
	(昭和28年1月1日以前生)	老人	38万円	26万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円
配偶者特別控除	105万円超 110万円以下		26万円	18万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円
配偶者特別控除	115万円超 120万円以下		16万円	11万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円
配偶者特別控除	125万円超 130万円以下		6万円	4万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円
配偶者特別控除	133万円超	対象外	対象外	対象外

## 5. 税額控除

税額控除には、配当控除、所得税から控除しきれなかった住宅借入金特別税額控除、寄附金税額控除及び外国税額控除があります。

## 4. 調整控除

個々の人的控除の適用状況に応じて、所得税と町民税・県民税の人的控除額の差額を調整する控除です。

課税総所得金額が200万円以下の場合	次の1,2のいずれか少ない金額の5% (町民税3%・県民税2%) を控除
	1 所得税と町県民税の人的控除額の差の合計額 2 課税総所得金額
課税総所得金額が200万円超の場合	{所得税と町県民税の人的控除額の差の合計額 - (課税総所得金額 - 200万円)} の5% (町民税3%・県民税2%) を控除
	※この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除
合計所得金額が2,500万円超の場合	対象外
	人的控除額の差一覧

所得控除額の種類	所得税	住民税	差額
障害者控除	一般の障害者	27万円	26万円
	特別障害者	40万円	30万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円
寡婦控除		27万円	26万円
ひとり親控除	父	35万円	30万円
	母	35万円	30万円
勤労学生控除		27万円	26万円
配偶者区分	納税義務者の合計所得金額	所得税	住民税
配偶者控除	900万円以下	38万円	33万円
	950万円以下	26万円	22万円
	1,000万円以下	13万円	11万円
老人配偶者(70歳以上)	900万円以下	48万円	38万円
	950万円以下	32万円	26万円
	1,000万円以下	16万円	13万円
配偶者特別控除	900万円以下	38万円	33万円
	950万円以下	26万円	22万円
	1,000万円以下	13万円	11万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円
	特定扶養	63万円	45万円
基礎控除(3段階)	2,400万円以下	48万円	43万円
	2,450万円以下	32万円	29万円
	2,500万円以下	16万円	15万円

※ 調整控除は、所得税と住民税の控除差による負担増が発生しないように設けられたものです。「※」の部分は、税制改正で控除差が原因により負担増になるわけではないので、改正前の控除差が適用されます。

## 令和7年度 町民税・県民税申告の手引き (令和6年分)

町民税・県民税の申告相談につきましては、毎年町民の皆様のご理解をいただき、ありがとうございます。

今年も申告時期になりましたので、申告書をお送りします。この手引きをよくお読みになり、受付期間内に申告書を提出していただきますようお願いいたします。

申告書が届いた人で前年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険・児童扶養手当の認定等、様々な所得判定の課税係資料になりますので、必ずご提出ください。

### ◎申告の方法

町の申告会場に来場される場合は、別紙日程表をご覧のうえ申告に必要なものを持参してください。

郵送で申告される場合には、必要事項を記入し、申告に必要なもの(所得・控除で該当するものの根拠となる書類)のコピーを同封のうえ郵送してください。

※添付書類が確認できない場合は、控除が認められません。また、郵送で提出された添付書類は返却できませんのでご了承ください。

### ◎申告の期限

令和7年3月14日

### ◎提出先・問合せ先

大刀洗町役場 税務課 町民税係

電話77-0172 内線142,143

### ◇町民税・県民税の申告をしなければならない人

令和7年1月1日現在、大刀洗町に居住している人。ただし、下記の「所得税の確定申告をしなければならない人」に該当する場合は所得税の申告をしてください。その場合は町民税・県民税の申告は不要です。

### ◇町民税・県民税の申告をしなくてもよい人